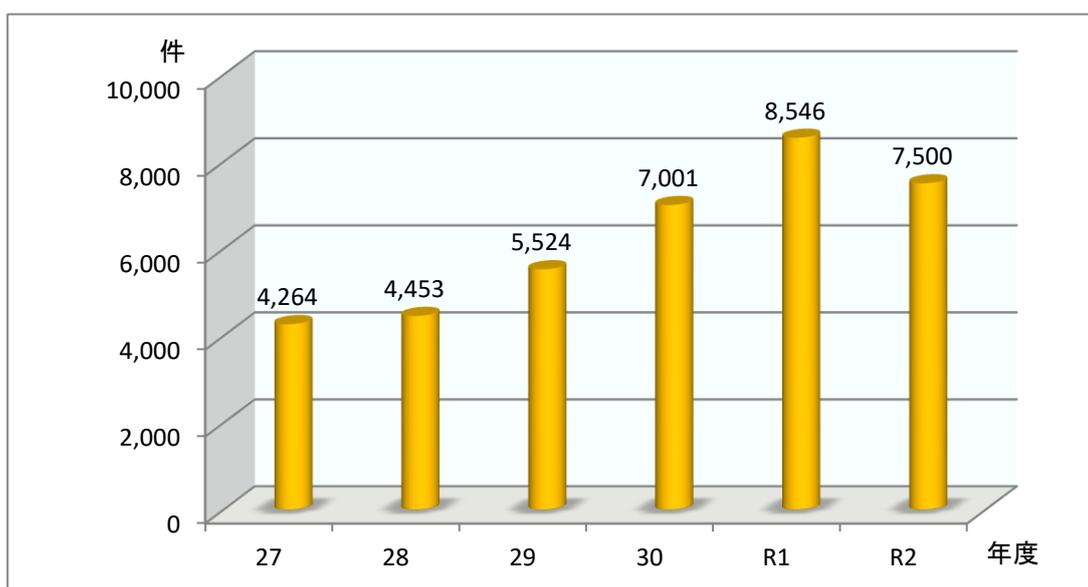


19 薬剤管理指導料算定件数

解説

薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

実績



自己点検評価

令和2年度の薬剤管理指導料算定件数は7,500件であり、前年度と比較して1,000件程度減少した。2020年10月より病棟薬剤業務実施加算1の算定を開始し、週20時間の病棟業務時間の確保が必要となったことが薬剤管理指導件数に影響した要因として挙げられるが、病棟薬剤業務の実施により、薬物療法支援体制、薬剤管理指導の質という点ではさらに強化されたと考えられる。

定義

医科診療報酬点数表における、「B008 薬剤管理指導料」の算定件数。レセプト算定ベースで算出しています。

算式

実数